

平成23年11月11日

関東甲信地域における県支部の役員定数について

総務委員会

地域組織の設置運営に関する規則において、関東甲信地域における県支部の役員定数は、10以上30名以内とされています。具体的な各県別の定数については総務委員会が検討し、平成23年9月15日開催の理事会において以下のとおり決定されました。(同規則第33条)

	神奈川県	千葉県	埼玉県	茨城県	長野県	栃木県	群馬県	山梨県
役員定数	30	25	25	20	15	15	15	15
(参考) 正会員数	1,431	778	715	414	123	102	75	46

(正会員数は、平成23年3月31日現在)

【参考】県支部の役員定数設定の考え方

正会員数	役員定数
150名以下	15名
151～500名以下	20名
501～1200名以下	25名
1201名以上	30名

以上